

# NPO法人制度の 更なる発展に向けての 5大政策

基盤整備から成長促進の段階へ

2013年3月

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

## NPO法人の更なる発展に向けて

第3次NPO法が2012年4月から施行され、  
着実な申請数の伸びを示しています。

市民が自由に市民活動を行うための  
法人制度と税制度の2つの基礎となる制度づくりは  
大きな成果を上げることができました。

しかし、NPOが社会をリードできるようになるには、  
まだまだ必要な政策があります。  
そして、今、次の政策に向けて動く必要があります。

この5大政策はシーズが次の運動課題を位置づけ、  
運動を再構築するために作成し、  
各政党に向けて働きかけを始めているものです。

NPOの基盤整備から成長促進の段階へ。  
シーズは次の運動フェーズに入りました。

NPOが日本社会をリードし、  
社会に変革をもたらすパワーとなるように。  
次の10年、20年の市民社会を見据えて。  
全力でNPOの発展をもたらす政策実現に向けて  
シーズは取り組んでまいります。

2013年3月19日

特定非営利活動法人

シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

代表理事 松原 明

## (1)税制で民間の資金・資源・人材を社会貢献に回す

- ① みなし譲渡課税に関して、認定NPO法人等へ資産を寄付した場合は、原則非課税とする。また、認定NPO法人が目的事業に使わない場合は、善意の寄付者に課税せず、認定NPO法人側へ課税する方式へ変更する。これにより、高齢者の資産が社会貢献に回りやすくなる。現状は個別審査で、審査が煩雑なため、活用が進まない。
- ② 相続財産を一定比率以上、認定NPO法人等に寄付した場合は、相続税の税率を軽減する（英国では4%軽減）。相続財産を社会貢献に回しやすくする。
- ③ 寄附した相続財産の非課税措置について、適用除外時の相続税を、善意の寄附者に課税せず、寄附先法人へ課税する方式へ変更する。寄附者が安心して、相続財産を認定NPO法人等に寄付できるようになる。
- ④ プランド・ギビング信託(特定寄附信託)において、現金だけでなく、土地・建物の資産も対象になるようにし、寄附者に交付可能な金額の上限を現行の3割から9割(米国並み)に拡充する。高齢者が、年金受給の不安をなくして老後の資産を寄附に回せるようになる。(プランド・ギビング信託については7pの注参照)
- ⑤ 消費税において、認定NPO法人に対しては、特定収入(寄付金等の対価性のない収入)に基づくサービス提供は免税措置化する（欧州では多くの場合、認定NPO法人等は免税団体とされている）。
- ⑥ 企業の認定NPO法人等への損金算入限度枠を利益の10%へ拡充する（現行利益の約3%程度）。また、5年間の繰越控除を可能にする。企業が景気に左右されず寄附しやすくなる。
- ⑦ 個人の寄附金控除も5年間の繰越控除を可能にする。高齢者などの年金生活者が寄附しやすくなる。
- ⑧ 「チャリティー事業税制」を創設する。認定NPO法人の収益事業課税において、寄付された物品の現金化(売却)やチャリティー・イベント等は、利益を全額目的事業に充てる場合は、非課税とする（収益事業としない。現在は課税。コストが認められない等の問題がある）。
- ⑨ 受取利子に関して、認定NPO法人は公益法人と同等に非課税とする。
- ⑩ 東日本大震災で設けられた震災特例税制(災害救援認定NPO法人への指定寄附金制度)を大規模災害の場合には迅速に発動できる措置を確立する。
- ⑪ 「プロボノ活動促進税制」を創設する。専門家(国家資格所持者)が専門的技能で認定NPOに役務を提供をした場合で、その支払い金額を寄付してもらった場合、その寄付金(支払額)を、寄付者の所得にカウントせず税制優遇措置の対象とする。

- ⑫ 「ボランティア活動促進税制」を確立する。認定NPO法人におけるボランティア活動にかかった個人の交通費等の費用は、領収書を個人が認定NPO法人に提出することで、寄附金控除対象とする。

## (2)直接金融で、認定NPO法人の資金調達を支援し、民間資金を社会貢献に回す

- ① 認定NPO法人が直接金融を活用して資金調達できるように、一定の規制の下、資本性のある低金利の劣後債(正味財産に計上可の資本性借入金)＝「社会貢献債」(仮称)を発行できる制度を創設する。(英米に似た制度があるが、規制を強くしすぎると米国のように使えないものになる)。この債権は、債権者の意思で寄付にも切り替えられるようにする。金利は非課税とし、貸付金は寄付税制と同様に税制優遇の対象とする。
- ② 上記を受けて、個人の融資を活性化するための「NPO法人成長支援ファンド」を創設する。ファンドは、認定NPO法人が発行する社会貢献債を引き受けて、経営支援を行う機構。信用保証協会の保証制度を活用できるようにする。
- ③ 公益信託法第2条を改正して、公益信託を主務官庁の許可制から、認定NPO法人等が信託を設定する場合には、自由に公益信託が設定できるように改正する (ただし寄付者保護のため寄付目的外使用の場合は寄附者等が訴訟ができるようにする)

## (3)間接金融の拡充で、民間資金を社会貢献に回す

- ① 民間金融機関からの借入において信用保証協会による制度保証が使えるようにする (現在は特定の事業だけに使え、実際にはほとんど使えない)
- ② 日本政策信用金融公庫の融資枠(経営環境変化資金および創業資金)を拡大する (現行4800万上限。創業資金で1500万円上限。ただし、上限まで使えることはほとんどない)。無担保の場合の国民生活事業の貸付制度の活用を可能にすると同時に、国民生活事業以外の融資枠の活用できるようにする。現行制度では使いにくい。
- ③ 休眠預金を活用できる制度を創設し、認定NPO法人等に間接金融や大型の助成制度、債務保証ができるようにする。

## (4)民間による自主規制・支援で、NPO法人等の信用力を強化する

- ① 直接金融や間接金融がもっと活用できるように、NPO法人に関して、一定の規模以上の法人は外部の会計監査や業務監査ができる基準・制度を早急に整備する。
- ② NPO法人の情報公開制度をいっそう強化し、透明性を確保する。内閣府のホームページへの情報入力を認定法人に

は義務化する。

- ③ 事業報告書の様式を改善し、社会的成果のアピールや比較可能性を高め、透明性と監査可能な仕組みを構築する。
- ④ 中小企業診断士会、税理士会、公認会計士協会の研修ポイント項目にNPO法人支援を入れて、支援体制を取れるようにする。
- ⑤ 社会保険労務士が無償で相談にのれる制度を作り、安心して働ける雇用環境を整備する。
- ⑥ 小規模なNPO法人のために、会計・税務・労務・NPO法などをワンストップで相談にのれる体制を整備する（民間に任せる形が望ましい）
- ⑦ 「寄附金」の定義を明確化する。現在だと、公益法人では、イベント等への割引があっても「寄附金」とみなされ控除が適用されているが、一方で、認定NPO法人では認められていない。不公平な取扱いになっている。
- ⑧ 公益法人や認定NPO法人を通じた（スルーする）団体指定寄附の基準を明確化する。今のままでは、租税回避の道具に使われる危険性が高い。

## **(5)規制緩和・縦割り行政の撤廃 で、NPO法人によるイノベーションを推進する**

- ① 政府にNPO法人の成長を促進し、省庁横断的に、その課題を解決するための政策会議（審議会）を常設する。
- ② 特定の法人類型に独占されている事業規制を緩和し、NPO法人の参入を進める。
- ③ 大規模災害時において、政府・自治体・自衛隊・警察・公益法人・NPO法人・社会福祉協議会・町内会・消防団・がスムーズに連携できる仕組みを創設する。
- ④ 大規模災害時において、縦割りでない海外からの支援の受け入れ窓口を整備する。今回は、外務省等が窓口になったため、被災地のNPO法人等に資金が行きわたらず、寄附金の偏在という問題が起こった。
- ⑤ 中小企業が活用できる施策をNPO法人が積極的に活用できるように規制を緩和する。また、すでに使える中小企業政策を明確にして、NPO法人への活用を促す。
- ⑥ 中小企業経営相談ホットラインなどのようなNPO法人向けの経営相談窓口を整備する（中小企業経営相談ホットラインがその業務を担う方法もある）
- ⑦ 海外協力NGOをサポートするためのジェトロが企業に行っているような中小企業進出支援策をJICAやジェトロが協力してNPO法人に対して行えるようにする
- ⑧ 学校法人の設立や農地の活用に関する

規制を撤廃して、NPO法人でも学校  
(フリースクール)が設立できる等の措  
置をとる。(制度上は可だが、実際には  
規制があり困難)

## 【注】 プランド・ギビング信託（特定寄附信託）の改善すべきポイント

### 【プラント・ギビング信託とは】

認定NPO法人、学校法人、公益社団・財団法人等に対して、寄附を目的とする一定の要件を満たした信託（特定寄附信託）について、信託財産から生じる利子所得について非課税とする制度。（非課税とされた利子等に相当する金額部分は、寄附金控除は適用されない）。

ただし、日本では規制が多く、メリットも少ないので、ほとんど使われていない。

米国では「プラント・ギビング信託」が生まれたことで、とくに高齢者の方が安心して寄附ができるようになり、また寄附控除による寄附創出効果が加速した。

米国のプラント・ギビング信託はでは、下記（1）～（3）という魅力的な制度が実現されており、日本円で10兆円規模の信託残高になっている。

### 【プラント・ギビング信託の改善要望】

- (1) 信託可能財産が、現行では金銭に限定されているところ、有価証券や不動産等を新たに追加し、信託内で換金処分した際のキャピタルゲインを非課税とすること。
- (2) 寄附者（委託者兼受益者）に、年金として交付（還付）可能な上限を、現行の当初信託財産の3割から、米国並みの9割に拡充させること。
- (3) 生前寄附だけでなく、米国のチャリタブル・リメインダー・トラスト（公益残余信託）型も認めること。

### 【解説】

(1) と (2) について。

現行の日本版プラント・ギビング制度（特定寄附信託）では、信託できる財産は金銭に限定

されていることに加えて、税制優遇は利子非課税に限られている。

米国のプラント・ギビング制度の最大のメリットは、金銭以外のストック資産を信託し、当該資産をキャピタルゲイン非課税で換金し、寄附者自身の年金として受け取ることができる点にある。

これを実現するために、上記2点の改正が必要となる。なお、処分時にはキャピタルゲインは非課税だが、年金受領時には、譲渡益相当額については、課税が必要となる。

この改善が実現できれば、寄附（社会貢献）と老後資金の創出（老後不安の解消）が両立でき、高齢者のストックが、NPO市場に寄附という形で回りやすくなると考えられる。

### (3) について

現行制度では、信託設定後直ちに寄附を開始する必要があり、これしか制度がない。

(Ex. 1000万円を期間10年の信託を設定 ⇒ 70万円の寄附を10回実施、30万円の年金を10回受領)

しかし、高齢者からすると、生前に寄附をするのは、老後の不安も考えると抵抗があるのが事実である。そこで、米国のような、「自分が死んだ際に、残った残余財産は全額寄附する」パターンのプラント・ギビングが必要である。

米国の制度では、10%以上は必ず寄附することを条件としており、予め定めた最低寄附金相当額をベースに、信託設定時に寄附金控除がとれるよう仕組みになっている。

例えば、税制の仕組みとしては、

(1000万円を信託設定し、最低寄附金額を200万円とした場合)

⇒年金財源としては、 $1000 - 200 = 800$ 万円となり、これを信託期間等で割った金額を毎年年金として受領。信託設定時に、200万円を現在価値に割り引いた金額を、寄附金控除。

**NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会**

〒102-0075 東京都千代田区三番町24-25 三番町TYプラザ3F  
TEL:03-3221-7151 / FAX:03-3221-7152 / E-mail:npoweb@abelia.ocn.ne.jp

**<http://www.npoweb.jp/> @NPOWEB.**